

## 平成20年度掛金納付額について（組合員に限る）

（問13）記載されている掛金納付額には、事業主負担分も含んでいるのですか。

（答）「掛金納付額」には、ご自身が納められた掛金（毎月の給与から控除されている掛金）の額を記載しています。事業主負担分は含まれておりません。

（問14）社会保険庁の「ねんきん定期便」では、「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」「これまでの国民年金保険料の納付状況」として、過去の保険料の納付額を示していますが、共済組合の場合は、平成20年度の1年間しか保険料の納付額が示されていません。社会保険庁のように全ての納付額を示していただければ、掛金納付額と給付額の比較ができるのですが、示していただけないのですか。

（答）掛金額は、掛金の基礎となった給料又は期末手当等の金額にその時期に応じた掛金率を乗ずることによって算定しています。

あなたの給料及び期末手当等の金額は「給料(昭和56年4月～平成21年3月)と期末手当等(平成15年4月～平成21年3月)の記録」に表示したとおりであり、また、掛金率の推移は次表に表示したとおりであります。

したがって、掛金納付額につきましては、当該表示した給料と期末手当等の金額及び掛金率により推計することができますので、平成20年度の1年間のみの表示とさせていただきます。

### 地方職員共済組合における掛金率の推移

（単位：千分率）

区 分	給 料			期末手当等
	一般職の職員	特別職の職員		すべての職員
		知 事	その他の特別職	
昭和56年4月～	52.0	61.5		
昭和59年12月～	69.0	81.5		
昭和61年4月～	69.0	81.5	55.2	
平成元年12月～	88.0	91.5	70.4	
平成6年12月～	99.0	103.0	79.2	(5.0)
平成8年12月～	103.5	108.0	82.8	(5.0)
平成11年12月～	103.5	108.0	82.8	(5.0)
平成15年4月～	81.0	64.8	64.8	64.8
平成16年10月～	83.65	66.92	66.92	66.92
平成17年9月～	85.8625	68.69	68.69	68.69
平成18年9月～	88.0750	70.46	70.46	70.46
平成19年9月～	90.2875	72.23	72.23	72.23
平成20年9月～	92.5000	74.00	74.00	74.00

(注) 1 特別職の職員とは、知事、副知事等のほか、毎月の給料の額が定額（諸手当込み）で定められている方をいいます。

なお、「昭和56年4月～」欄及び「昭和59年12月～」欄の特別職の職員とは、知事組合員だけです。

2 平成6年12月から平成15年3月までの間は、期末手当等から、5 / 1 , 0 0 0 の掛金を徴収していましたが、当該期末手当等の額は、年金の算定基礎給料に含めないこととされていますので、( ) 書きで表示しています。

3 昭和60年度の給与改定は、昭和60年7月以後しか改定されませんでした。今回のお知らせは、昭和60年4月～昭和60年6月までの期間については、昭和60年度の給与改定が行われていたとした場合の給料を推計してお示ししていますので、掛金の基礎となっている給料は、改定されていない給料で推計してください。